

振興銀が破綻

初のペイオフ発動へ

金融庁から行政処分を受けて経営再建中の日本振興銀行（東京都千代田区）は2010年9月中間決算で大幅な債務超過になる恐れが強まったため、10日朝、同庁に対して経営破綻を申し出た。これを受け、金融庁は業務の停止を命じるとともに破綻処理の手続きに入った。預金者は一人当たりの預金の元本1千万円とその利息までは保護され、払い戻される。ただし、それを超える金額は一定額までしか保護されない「ペイオフ」と呼ばれる仕組みが初めて発動される。

金融庁は同日朝、振興銀が破綻処理に入るのを受け、すべての業務停止命令を出した。本店と全国約110支店は開店せず、いったん預金の引き出しもできなくなつた。預金保険機構が週末、各預金者に払い戻せる預金の額を算出したうえで週明け13日から営業を再開し、預金の払い戻しの手続きに応じる。ただ、実際の払い戻しに



時
32分、
経営破綻した日本振興銀行
東京都千代田区、水野義則撮影
10日前
午前7

は時間がかかる可能性がある。

振興銀は、10日中に東京地裁に対し、民事再生手続きの開始申し立てをする予定。また、同行は金融庁に対して、預金保険法74条に基づいて破綻処理に入ることを申請する方針。これを受け、金融庁は振興銀をいったん政府の管理下に置く見通し。